

## 裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が平成30年10月29日に提起した、処分庁による平成30年9月1日付けの審査請求人に対する子どものための教育・保育給付利用者負担額決定処分に係る審査請求（平成30年度審査請求第5号及び同第6号）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事 案 の 概 要

- 1 処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）は、平成26年4月1日、第1子の社会福祉法人○○が設置する○○保育園（以下「本件保育園」という。）への入園を許諾した。
- 2 審査請求人は、平成26年11月16日に処分庁に対し、第1子に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項の認定を申請し、処分庁は、平成27年1月末頃、第1子が支援法第19条第1項第3号に該当する旨の支給認定、すなわち標準時間認定に係る3号認定を行った。
- 3 処分庁は、平成28年5月20日、審査請求人に対し第1子について、3号認定から2号認定（支援法第19条第1項第2号に該当する旨の支給認定）へ変更を行った。
- 4 審査請求人は、平成29年1月12日、処分庁に対して、第2子に係る支援法第20条第1項に基づく認定申請をし、同年2月7日、処分庁は第2子が支援法第19条第1項第3号に該当する旨の支給認定を行った。
- 5 処分庁は、平成29年6月1日、第2子の本件保育園への入園を許諾した。
- 6 審査請求人は、平成29年5月23日、第1子に係る支給認定の変更（本件第2子出生により短時間認定となっていたものを、標準時間認定へ変更）を申請し、処分庁は同年6月1日、支給認定の変更（標準時間認定に係る2号認定）を行った。
- 7 処分庁は、審査請求人の第1子及び第2子の両名（以下「本件幼児ら」という。）に関する子どものための教育保育給付に係る利用者負担額（以下「本件利用者負担額」という。）がD3階

層に該当するものとして、平成30年4月から8月までにおける利用者負担額を第1子が月額21,000円、第2子が11,850円と決定した。

8 処分庁は、平成30年8月15日、審査請求人に対し、第1子について短時間認定に係る2号認定に、第2子について短時間認定に係る3号認定に変更を行った。

9 処分庁は、平成30年9月1日、審査請求人がD4階層に該当するものとして、同年9月から平成31年3月までにおける利用者負担額を第1子が月額31,200円、第2子が16,950円と決定した（以下「本件各処分」という。）。

10 審査請求人は、平成30年10月29日、尼崎市長に対し、本件各処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件幼児らに関する本件利用者負担額に係る階層区分につき、平成30年9月以降の利用者負担額の階層がD3からD4へ1階層あがっただけであり、また基準額を数百円上回っただけであるにもかかわらず、月額合計15,000円以上の急激な増額となっている点に不服があり、よって本件各処分は違法であり、取り消されるべきである。

#### 2 処分庁の主張

(1) 市町村は、保育を必要とする児童について、保育所において保育しなければならない（児童福祉法第24条第1項第2項）。現状においては、保育認定こども（支援法第59条第2項）が特定保育所（支援法附則第6条第1項）から特定教育・保育を受けた場合、当該特定教育・保育に要した費用について、市町村が当該特定保育所に委託費として支払う。そして、保育費用の支払いをした市町村の長は、当該保育認定子どもの支給認定保護者等（支援法第20条第4項）から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、当該保育所における保育に係る保育認定こどもの年齢等に応じて支援法附則第6条第4項に規定する額を徴収するものとされている。

(2) 尼崎市においては、特定保育所と特定保育所以外の保育所とで特定教育・保育（支援法第27条第1項）に要する経費の金額に違いがない。そのため、支援法附則第6条第4項に規定する額は、保育利用者負担額（子どものための教育・保育給付のうちの施設型給付費（支援法第11条参照）を市町村が支給する場合に、特定教育・保育施設が支給認定保護者から支払いを受けることとされている利用者負担額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準平成26年内閣府令39号。以下「府令」という。）第13条第1項参照）で、保育認定子どもが特定教育・保育施設から提供される特定教育・保育に係るものと同額とする（尼崎市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則（平成27年尼崎市規則第33号。以下「本件規則」という。）本件規則第4条、第5条第1号イ及び第3号）とされている。

(3) 保育利用者負担額は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下

「支援法施行令」という。)で定める額の範囲内で市町村が定めることとされている(府令第13条第1項、支援法第27条第3項第2号)。

- (4) 尼崎市においては、満3歳以上保育認定子どもについて、特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した金額が、支援法施行令第4条第2項に定める額を上回っている。

よって、当該満3歳以上保育認定子どもに係る保育利用者負担額は、より低いほうの金額である支援法施行令第4条第2項に定める額の範囲内において、尼崎市子ども・子育て審議会の答申を踏まえ慎重に検討した結果、本件規則別表第2において定められている。

- (5) 尼崎市においては、満3歳未満保育認定子どもについて、特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した金額が、支援法施行令第4条第3項に定める額を上回っている。

よって、当該満3歳未満保育認定子どもに係る保育利用者負担額は、より低いほうの金額である支援法施行令第4条第3項に定める額の範囲内において、尼崎市子ども・子育て審議会の答申を踏まえ慎重に検討した結果、本件規則別表第2において定められている。

- (6) 具体的には、支援法施行令第4条第2項及び同条第3項に掲げる階層区分の一部をさらに細分化した階層区分を採用しつつ、各階層における金額が同項各号に定める額の90%以下の額となり、かつ各階層間の差額が同項各号に定める額の差額以下となるように設定し、支給認定保護者の負担軽減に配慮している。

- (7) 請求人及びその配偶者に係る平成30年度分の所得割の課税額の合計額は、97,900円であった。

これにより、平成30年9月1日、尼崎市長は請求人の平成30年9月分から平成31年3月分の本件幼児らに関する本件利用者負担額について、階層区分をD4階層に決定し、合計48,150円とした(本件各処分)。

このように、審査請求人の本件利用者負担額にかかる階層がD3階層からD4階層に変更されたところ、本件第1子についての短時間認定に係る満3歳以上保育認定子どものD4階層における保育利用者負担額31,200円は支援法施行令第4条第2項第4号に定める金額40,900円の約76.3%であり、かつD3階層とD4階層との差額10,500円は支援法施行令同項第5号に定める額と同項第4号に定める額との差額14,300円を下回っている。

また、本件第2子についての短時間認定に係る満3歳未満保育認定子どものD4階層における保育利用者負担額33,900円は支援法施行令第4条第3項第4号に定める金額43,900円の約77.2%であり、かつD3階層とD4階層との差額10,500円は支援法施行令同項第5号に定める額と同項第4号に定める額との差額14,300円を下回っている。

- (8) 本件各処分においては、法令に基づき適正になされたものであり、本件各処分に何ら違法または不当な点はない。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項は、「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合には、市町村は、同法及び支援法の定めるところにより、「当該児童を保育所……において保育しなければならない。」と定める。
- (2) 支援法第20条第1項は、支援法第19条第1項各号に掲げる「小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするとき」は、当該給付の受給資格及び当該子どもの区分について、市町村の「認定を受けなければならない」と定める。
- (3) 支援法附則第6条は、子どもが保育所において保育を受けた場合に、市町村が保育費用の負担をすべきこと（第1項）及びその場合に当該市町村の長は、当該保育費用を当該子どもの保護者又は扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して子どもの年齢に応じて定める額（私立保育所利用者負担額）を徴収するもの（第4項）と定める。なお、当該額は、子どものための教育・保育給付のうちの施設型給付費（支援法第11条参照）を市町村が支給する場合に特定教育・保育施設が支給認定保護者から支払を受けることとされている保育利用者負担額（府令第13条第1項）と同額とされている（本件規則第4条、第5条第1項第1号及び第3号）。
- (4) 保育利用者負担額は政令で定める額（支援法施行令第4条第3項各号。以下「国基準」という。）の範囲内で市町村が定めるとされており（府令第13条第1項、支援法第27条第3項第2号）、本件規則別表第2において具体化されている。

## 2 本件各処分の違法性の有無について

- (1) 児童福祉法第2条第1項では「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と定めており、同条第3項は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とする。

そして、同法第24条第1項では、市町村は、保育を必要とする児童について、保育所において保育しなければならない旨規定されている。さらに、支援法第3条第1項は、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する支援法の目的（支援法第1条）を実現するため、市町村の責務を定めている。

このように、法律上、全ての子どもに質の確保された保育を保障すべき要請があり、市町村もその要請実現の重要な担い手として位置づけられている。

- (2) そもそも、子どもの保育には経費がかかるのは当然であり、児童福祉法第2条第2項に定める「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」ことから、子どもの保育に係る経費につき保育を受ける子どもの保護者等に一定程度負担させることは避けられない。支援法附則第6条第4項はこれを前提に、特定教育施設・保育施設から特定教育・保育を受け、当該特定教育・保育に要した費用について市町村が支払った場合、家計に与える影響を考慮しつつ保育認定子どもの年齢等も考慮して額を定め、保育認定子どもの支給認定保護者等からの徴収する旨規定している。

徴収にかかる保護者等の負担については、国基準を限度に、地方の実情に応じ保護者等の負

担能力を勘案した応能負担を基本として市町村が定めることとされているが、このことは実質的平等の要請に適い、何ら不合理な点はみられない。具体的には、処分庁は国基準に税制改正の影響をより受けにくい市民税所得割により保育料を算定する方式を採用しており、市民税所得割を基に所得階層区分を設けているが、この点にも合理性が認められる。

- (3) また、尼崎市においては、国基準の範囲内で、かつ階層区分をさらに細分化して、より低い保育利用者負担額を設定することで、階層が変動した場合における負担額の激変が緩和されるよう、支給認定保護者の負担軽減に配慮した基準を設けている。これは、尼崎市における保育の現状その他これを取り巻く様々な状況を第三者（保護者の代表者を含む。）の視点から多角的に分析し、慎重な検討を重ねた上で作成された尼崎市子ども・子育て審議会の最終答申を踏まえたものであり、制定過程に瑕疵があるといった事情も認められず、本件規則は法律が許容する基準の範囲内にあり、違法性は認められない。
- (4) 本件各処分は、上記（2）、（3）に記載のとおり適法な本件規則別表第2を正しく適用したものであり、実際の本件利用者負担額は国基準より細分化され、より低い保育利用者負担額となっている。審査請求人は、階層変更による増額が多額すぎると主張するが、平成30年度において審査請求人の世帯における市民税所得割課税額は97,900円であり、「97,000円以上133,000円未満」を対象とするD4階層への変更は、本件規則別表第2を正しく適用した結果である。加えて、本件利用者負担額の各階層間の差額は国基準を下回っており、該当階層が変動した場合における負担額の激変も緩和されている。適法な本件各処分の結果、従前より合計15,300円の増額となる事情は認められるが、適法な処分の結果としての増額であり、審査請求人について本件規則別表第2の適用を否定し、特別の減額措置等を講じなければならない特段の事情も認められない。したがって、本件各処分は適法である。

### 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

### 4 結論

以上のとおり、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年11月15日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

### (教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か

月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、前記1の期間が経過する前に、この判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、判決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、前記1の期間やこの判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても判決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。